

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№613
2022.3.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 無罪判決確定におけるDNA型等の抹消請求認容判決…………… 塚田聡子
非常勤講師と労働契約法18条の特例…………… 田渕大輔
これでいいのか入管—訴訟妨害的移取について…………… 上林恵理子
311子ども甲状腺がん裁判の提訴について…………… 井戸謙一
〈シリーズ・コロナと憲法③〉
 コロナと休業補償…………… 辻田 航
【議長トーク】「立教大学人権ゼミのこと(その1)」…………… 上野 格
【新春特別企画】憲法委員会企画座談会 「差別と教育」(第2回)
 (丹羽徹/深井剛志/永田亮/林翔太/北條友里恵/松田亘平)
【シリーズ全国リレー・岐阜】
 追悼 河合良房先生…………… 見田村勇磨
- 自民党改憲案(四項目改憲案)に反対し、改憲ありきの憲法審査会の始動には
 反対する法律家団体の声明(改憲問題対策法律家6団体連絡会)



雛祭商戦たけなわ

無罪判決確定における DNA型等の抹消請求認容判決

あいち 塚田 聡子

一 はじめに

本年(二〇二三年)一月八日、名古屋地方裁判所で、無罪判決が確定したひとに関し、逮捕・勾留時に採取されたDNA型や指紋、顔写真を抹消するよう命じた判決が出ました。DNA型等の抹消を命じた判決が出たのは全国でも初めてであり、画期的判決と言えます。

この判決の内容について、簡単に紹介したいと思います。

二 事件の概要

マンション建設反対運動のリーダーであった奥田恭正さんは、現場監督に暴行したという罪で逮捕・勾留され、刑事裁判にかけられました。

奥田さんは、逮捕・勾留されたときに、DNA型や指紋を採取され、顔写真も撮影されました(ちなみに、DNA型は、口腔内を綿棒で拭って採取するそうです)。

その後、刑事裁判で無罪の判決が出て、確定しました。

無罪判決が確定した以上、DNA型や指紋、顔写真などの個人情報、警察庁が保管し続けるのはプライバシーを侵害するものであり、認められないとして、奥田さんはこれらの抹消を求める裁判を起こしました。

三 これまでの裁判例について

これまでにも、不起訴になったことや、無罪判決が確定したひとが、採取されたDNA型等の抹消を求めて裁判を起こした例が幾つかあります。

しかし、いずれも認められませんでした。その理由は、「そもそもプライバシー権というのは権利の内容が曖昧であり、憲法上保障されているとは言えない」「仮に保障されているとしても、『抹消』という積極的な行為を国に求めることまでは認められない」「DNA型等を保管され続けたとしても、本人に具体的な不利益は生じない」など、様々です。奥田さんの裁判でも、国からこのような主張がなされました。

四 今回の判決について

今回の判決は、とても丁寧な検討のうえ、抹消請求は認められると結論づけています。

まず、憲法二三条により、容貌・姿態を撮影されない自由や、指紋の押捺を強制されない自由、DNA型を採取されない自由が保障され、さらに、採取されたDNA型等をみだりに利用されない自由も保障されているとしています。

ただし、これらの自由も、公共の福祉のために必要があるとき(例えば犯罪捜査のために使用するるとき)には、制限を受けることもあるとしなが

ら、データベース化して半永久的に保管し、使用することが許されるかは、別途考慮する必要があるとします。

そして、データベース化することにより犯罪捜査の効率性、実効性が高まるなど、積極的意義を有することは間違いないが、他方で、情報の漏出や、情報が誤って用いられるおそれがないとは断言できないものであり、継続的に保有されるとした場合に将来どのように使われるか分からないことによる不安を感じるなどとして、国民の行動を萎縮させる効果もあるため、何の不利もなないとは言えないとされています。

そのうえで、DNA型取扱い規則等に、抹消について、①本人が死亡したとき、②保管する必要がなくなったときに、抹消しなければならぬとしている点に関し、いかなる場合に抹消されるのか甚だ曖昧であり、脆弱な規定と言わざるを得ないと批判しつつも、DNA型等をみだりに利用されない自由を制約することが、犯罪捜査のために必要という公共の福祉の観点から容認できるかどうかを検討しながら、この規則等を解釈しなければならぬとされています。

そして、無罪判決が確定した場合に、保管を継続するには、余罪の存在や再犯のおそれがあるなど、少なくとも、当該被疑者(本件の場合、奥田さん)との関係により、具体的な必要性が示され

ることが必要であるとしています。

最後は、本件の場合、奥田さんに余罪や再犯の可能性を認めるのは困難であるから、抹消を認めるべき、と結論づけています。

五 まとめ

判決文を読むと、長文のうえに色んなところに目配りしながら展開されているので、簡単にご説明することが難しいです。ただ、裁判官らが、熟慮に熟慮を重ね、控訴されても(実際、控訴されました)高等裁判所でひっくり返されることのないように、かなり丁寧に検討を加えてくださったのが分かります。

いまの日本では、逮捕されれば、たとえ軽微な罪であっても当然のようにDNA型等が採取され、刑事事件が終了した後も、当然のように保管され続けています。このような現状に対し、「無罪判決が確定した場合」という究極的な事例において、「それでも保管が認められるのか?」という問いを投げかけたのが、本件裁判だったと思います。

その問いに、裁判官らが正面から答えてくれました。

「無罪になった以上、もとの自分に戻して欲しい」という奥田さんの、素朴でまっとうな願いがかなったことを、弁護団の一員としてとても嬉しく思います。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

非常勤講師と労働契約法一八条の特例

神奈川 田淵 大輔

① 労働契約法二八条は、有期労働契約の更新を繰り返して、契約の通算期間が五年を超えた場合、無期労働契約への転換申込権が発生することを定めている。

しかし、大学教員については、労働契約法二八条の特例として、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下、「イノベ法」という）と大学の教員等の任期に関する法律（以下、「任期法」という）が存在する。これらの法律では、無期労働契約への転換申込権の発生について、必要な契約の通算期間を二〇年としている。

そのため、多くの大学が前記の法律を根拠にして、非常勤講師からの無期転換申込に対し、契約の通算期間が一〇年を超えていることを必要とするとの対応してきた。

その中で、専修大学はイノベ法の特例の適用を

主張し、平成元年（一九八九年）から一貫してドイツ語の授業を担当してきた非常勤講師の無期転換を認めなかった。そこで、当該講師は、無期労働契約への転換申込権を行使したことで、期間の定めのない労働契約上の法的地位を有していることの確認を求めて提訴した。

この訴訟について、昨年（二〇二二年）二月一日、東京地裁は原告の請求を認める判決を言い渡した。

②

訴訟では、イノベ法一五条の二第一項が特定の適用対象としている「研究者」という文言の解釈と、授業のみを担当する非常勤講師が「研究者」に該当するのかが争われた。

そもそもイノベ法が労働契約法一八条の特例を定めている趣旨は、有期労働契約を締結して働く

研究者が、五年を超えて行われる研究開発のプロジェクトに関連する業務に従事する際、無期労働契約への転換を回避するために、プロジェクトが途中であるにもかかわらず雇止めされる可能性があることから、そのような事態から研究者を保護するために一〇年の特例を定めたと説明されている。

このような立法趣旨に関する説明は、無期労働契約への転換を困難にする特例の必要性について、労働者の保護を挙げるといふものであり、矛盾と欺瞞に満ちたものである。

もともと、立法趣旨が前記のようなものであるならば、イノベ法の特例の適用対象は、現に研究開発及びこれに関連する業務に従事している者に限られるはずである。また、そのような解釈は、「研究者」という文言の解釈としても自然であり、

労働者の保護にも資するものである。

そして、大学教員の業務において、研究に関連する業務と教育に関連する業務とを分けることは可能である。以上を踏まえて、原告は、教育に関連する業務のみを担当する非常勤講師は、「研究者」に当たらないことを主張した。

3

これに対して専修大学は、大学教員の採用は、応募してきた者の研究活動の内容や研究実績を踏まえて決められていること、授業などの教育に関連する業務を行う上でも、自身の研究活動の成果を活用することが求められていること等から、教育と研究は一体不可分であると主張した。その上で、研究者としての経歴や、論文等の発表などの研究業績を有している者は「研究者」であるとし、授業の実施のみを担当する非常勤講師も「研究者」であるとの主張を行った。

しかし、大学教員ともなれば、研究活動に従事してきた経歴や相応の研究実績を有していることが通常である。そのため、専修大学が主張するよう「研究者」を解釈した場合、大学教員の大半がイノベ法の特例の適用対象に含まれることになってしまふ。

それでは、イノベ法の特例の適用対象が無限定に拡大することになり、イノベ法の立法趣旨を没却することになる。

また、労働契約法一八条の特例は、イノベ法だけでなく、任期法においても定められている。もつとも、イノベ法が、個別に合意するだけで二〇年の特例の適用を認めているのに対して、任期法は、大学が予め教員の任期に関する規則を定めていることを前提に、当該教員との労働契約においても任期を定めることで一〇年の特例を認めるものである。

そのため、専修大学が主張するイノベ法の解釈を認めるならば、大学教員について、個別に合意することで、無限定にイノベ法の特例を適用できるようにになってしまう。それでは、任期法が、予め大学教員の任期に関する規則を定めることを求め、特例の対象を限定し、手続的にも厳格な定めを置いていることの意義を没却させることにもなる。

4

東京地裁民事三三三〇(伊藤由紀子裁判長)は、原告の主張を全面的に容れて、原告が期間の定めのない労働契約上の法的地位を有することを認める判決を言い渡した。

イノベ法の立法趣旨や任期法との比較を踏まえるならば、当然の結論であるとの思いはある。もつとも、先例となる判決がなく、参考になる文献なども乏しい中で、慎重に審理を進め、説得的な判決文を書いてくれた裁判体には、深く感謝したい。

特に、審理の中で、裁判体が原告・被告双方に対し、学校教育法や大学設置基準の解釈を踏まえたと主張を行うように促したことがあった。この点は、研究に関連する業務と教育に関連する業務が可分であることや、非常勤講師は教育に関連する業務のみに従事することが予定されていることを主張していく上で、我々が気付いていない視点を示唆してくれる有難い指摘であった。

5

有期労働契約を締結して働く労働者が、不安定な法的地位に置かれていること、法的地位の弱さが低廉な労働条件につながっていることは、大学教員であっても変わるものではない。その中で、労働契約法一八条の特例の適用対象を限定し、大学教員の無期労働契約への転換を広く実現していくことは、大学教員全体の法的地位の安定と労働条件の改善のために、必要不可欠である。

専修大学は控訴したため、訴訟は東京高裁で続くことになる。今回の判決を控訴審でも守り抜き、確定させるために、今一度、全力を尽くしていきたい。

これでいいのか入管—訴訟妨害的移收について



大阪 上林恵理子

あ る日、依頼者に会いに面会に行くと「対象の人は存在していません」と言われる。「どこに行ったのですか」と聞くと、「それはお答えできません」という答えが来る。「なぜ答えることができないのですか」と聞くと、「答える義務がないからです」と対応される。「答える義務がないとしても、答えることの禁止もされていませんよね」と確認すると「義務がないことはしない」。

どこに依頼者が行ってしまったのかわからない。受刑中でもないのに。このようなことがこの日本で起こっていないものだろうか。入管では起こりうるのである。

被 収容者の所在について、入管は、支援者はもちろん、弁護士資格を有する代理人にも、そして親族にも、教えることをしない。もち

ろん、亡くなった時には身元引受けのために親族に連絡を取るようであるし、通知希望申出をしておけば送還の前に代理人に教えてくれる。しかし、そうでもない場合、入管は、依頼者がどこにいるのか、生きているのか死んでいるのか、緊急で救急搬送されたのか、そもそも日本にいるのか、情報をくれなどしない。本人から自分の居場所を電話や手紙で伝える手段は残されているから、それでいいではないかというものである。電話代はめちやくちや高く、電話も手紙も出せない状態の時だってあるにもかかわらず。

私 の依頼者は大阪入管に収容されていた。私は彼から依頼を受け、二〇二二年六月に難

民不認定処分等の取消訴訟を大阪地方裁判所に提訴していた。三回の期日を経た後、裁判所から

原告の陳述書の提出を求められ、次回期日で本人尋問の要否が決定されることになっていた。そのため、私は大阪入管で打合せをする日を決め、話し合いながら陳述書を作成する予定にしていた。そんなある木曜日のこと、業務後の夜方に事務所にいた弁護士から私に連絡が入った。当該依頼者が電話をかけてきて、来週の月曜日に茨城県にある東日本入国管理センターに移されると私に伝えてくれとのことであった。

私は、このような訴訟中に移送をされるのが本当にあるのだろうか、裁判官による尋問はどのようなのだ、本当なら訴訟妨害ではないか、と思いつながら、翌朝大阪入管まで依頼者に会いに行つた。本人に事実を確認すると、どうやら本当そうである。私は、すぐさま移收を担当している執行部門の担当者に会いに行き話をした。しかし、そ

れで方針を変えてくれるような組織ではない。その

の足で、入管と裁判所に対して「移収をしないで」旨の上申書・申入書を書き送った。即日中に裁判所からは対応できないという連絡が入った。他方、入管からは何も反応がなかった。その日の夕方五時、私は大阪入管の代表に電話をし、執行部門か、処遇部門に電話を回して欲しいと頼んだ。しかし、散々待たされたあげく、電話に出たのは渉外調整官であった。執行部門等には回せないという。彼は、移収の理由は知らないと言いつつ、移収の理由について教えられない、申入書に関しては検討していない、というのみであった。

翌週に入っても何ら入管から連絡が来なかった。依頼者はその月曜日に移収されると言っていたが、何の連絡も無いので、結局、移収はあったのかなかったのかわからないままだった。とりあえず、私はその週の水曜日に入管行って面会を申し込んだ。その際のやりとりが冒頭のやりとりである。対応したのは処遇部門の統括であるが、彼とは全く話にならなかった。そこで、再度総務課にいつて、依頼者がどこに行つたのかを尋ねた。すると、電話したときと同じ渉外調整官が出てきて、答えることが出来ないという。彼は、その理由を「本人の個人情報、プライバシー保護の観点から」と説明した。私が、「本人が代理人に伝えて欲しいと言っていたらいいのではないか」ときいた

が、明確な答えはなかった。

私は、当事者と打合せができず、陳述書の作成も進められなかった。訴訟の相手方当事者である被告の指定代理人から何か連絡があるかと思いきや、一切移収の連絡はなかった。依頼者からは「東日本入管に行くらしい」とは聞いたものの、確定的ではなく、東日本入管センターにちよつと確認をしないといふなどと気軽に会いに行ける距離でもない。

そこで、依頼者の居場所を直接確認すべく、私は内容証明郵便の形で入管に通知書を送った。依頼者が大阪入管からいなくなった理由と、いなくならせる際に訴訟継続中であることを考慮したかなどを尋ねる内容であった。同時に、私は東日本入管管理センターを含む三つの入管に電話をし、依頼者が突然いなくなつて困っていること、局に収容されていないか確認して欲しい旨を尋ねた。彼らは総じて一旦電話を保留にした後、一カ所は「いない」、他二カ所は「いるかないか答えられない」「個人情報だから」という答えであった。親切にも、所在確認をしたければ、一旦手紙を送つてみて、返送有無を確認したら良いと教えてくれた。

通知書は大阪入管に届いたようだが、一向に回答はなかった。これからも回答は来ないであろう。しかし、通知書が大阪入管に届いてから数日経つ

たころ、指定代理人から移収先を示した退去強制令書だけ、追加の証拠番号を振られて送られてきた。その記載内容を見て、私は初めて依頼者が東日本入管管理センターにいることを確知した。

その後、結局、手紙で陳述書の打合せをするわけにもいかず、私は大阪から茨城県まで行く日を受け、牛久という新天地で依頼者と打合せをおこなった。打合せに係る交通費等は依頼者は負担できず、もちろん、入管も裁判所も負担してくれない。

この訴訟中の移収の不利益についてどう考えているのか、裁判を受ける権利の侵害ではないか、二人の議員に聞いて貰った。入管の回答は、概ね、移収に関しては総合的に考慮しており裁判を受ける権利を侵害するものではない、移収の通知については義務がない+保安上の理由、オンライン面会を整備中だから打合せも出来るようになる、というものであった。

入

管は、あれだけ改定法廃案が叫ばれた昨年の通常国会で、自らに対する信用の低下を痛感したはずである。それにもかかわらず、法改正にダイレクトに関係しないところでは、このように不必要に不信感を買う行為を繰り返し、その態度を省みようとしない。

現在、恣意的な移収の違法性、不当性をどのように訴えていくか、検討中である。

311 子ども甲状腺がん裁判の 提訴について

井戸 謙一 (滋賀弁護士会)

1

二〇二二年一月二七日、東京地裁に「一二子ども甲状腺がん裁判」が申し立てられた。私は、原告団の弁護士団長を務めているので、その報告をさせていただきたい。

2

原告らは、福島原発事故当時、福島県内で居住しており、その後小児甲状腺がんを発症した一七歳から二七歳の六人の若者であり（事故当時は六歳〜一六歳）、被告は東京電力であり、請求金額は一人当たり一億一〇〇万円〜八八〇〇万円である。自分たちが小児甲状腺がんに罹患した原因は福島原発事故による被ばくであると主張し、罹患によって生じた損害の賠償を求めている。

3

本来、小児甲状腺がんは、一年間に二〇〇万人中一〜二人しか発生しない極めて稀ながんである。これが、原発事故後の福島で、わかっているだけで二九三名（福島県民健康調査で二六六名、集計外が二七名）もの発症が確認され、この二六六名中二三二名が甲状腺の摘出術を受けている。

甲状腺がん発症の第一の原因は被ばくである。福島の若者たちは福島原発事故により誰もが相当量の被ばくをした。素直に考えれば、この多発の原因は福島原発事故による被ばくしか有り得ない。

原告ら六名は、全員が片葉摘出術を受け、四名は再発して全摘となり、あえて放射性物質を内服する過酷なRAI治療を受け、あるいは受けようとしている。甲状腺を失った四名は、生涯ホルモン剤の服用が欠かせない。うち一名は、再発を繰り返し、四回も手術をした。うち一名は、肺への転移を指摘されている。誰もが進学や就職に支障をきたし、再発に怯え、将来が見えないつらい思いを抱いている。将来の医療費が心配であるが、もはや医療保険に入ることもできない。正当な補償を求めたいと思うのは当然である。しかし、

このことだけが提訴の動機ではない。自分たちが声を上げることによって、同じように苦しんでいる三〇〇人近い若者たちが勇気を持ってほしい、そして、原爆被爆者と同じように、将来の医療費等の支援の枠組みを作ってほしい、彼らはそう願って提訴の決断をした。

4

しかし、政府も福島県も、福島県の若者に多発した小児甲状腺がんを福島原発事故との因果関係を否定している。その理由は、「スクリーニング効果論」だとも、「過剰診断論」だとも言われている。

「スクリーニング効果論」は、発見の理由を説明するものであって、発症の理由を説明するものではない。スクリーニング（甲状腺エコー検査）をし

たことによつて発見時期が多少早まったとしても、そのことだけで二一年間で三〇〇名近い小児甲状腺がんが発見された理由を説明することはできない。

これに対し、「過剰診断論」は、見つける必要のない(スクリーニングをしなければ生涯見つからなかった)がんを発見しているというものであり、論者は、三〇〇名近い子どもたちに「がん患者」の烙印を押し、二〇〇名以上の子どもたちに必要のない手術をするのは、子どもたちに対する人権侵害であるとして主張している。なるほど、成人の甲状腺がんの場合、ラテントがん(死亡するまで発見されない進行の遅いがん。ほとんどが五㎍以下の微小がんである)が多いことは良く知られている。福島県民健康調査のデザインもそのことを踏まえて作られており、エコー検査によつて五㎍以下の結節が発見されても、二次検査の対象にすらならない。結節の大きさが五・一㎍を超えても穿刺細胞診を実施するのは限定的であり、穿刺細胞診の結果悪性疑いと診断されても、甲状腺被膜外浸潤の有無、リンパ節転移の有無、進行の速度、反回神経や気管との位置関係等を慎重に見極め、日本内分秘外科学会のガイドラインにしたがつて手術の実施を決定している。執刀した医師は、「過剰診断の危惧は無用」であると断言している。その上、原告らのがんは進行性であつて、過剰診断ではあり得ない。

5

福島原発事故の際、政府は、一般公衆の被ばく限度を年一ミリシーベルトから二〇ミリシーベルトに二〇倍も引き上げ、多数の住民が、福島原発事故による住民の健康被害が出れば、政府の政策の間違ひが白日の下にさらされる。彼らにとつては、福島原発事故による住民の健康被害はあつてはならないのである。

そのことは、二〇一四年五月の美味しんぼ騒動で如実に示された。被ばくによつて鼻血が出たことを描いた漫画に対し、政府や福島県、果ては大坂府知事、大阪市長からも激しいバッシングがなされ、大手メディアはこれを大々的に報道した。「異常な鼻血が出た」事実自体がデマ攻撃された。福島原発事故直後から子どもたちが異常な鼻血を出すという現地では当たり前だった事実が圧殺されてしまった。

本年(二〇二二年)一月二七日、五人の元首相が欧州委員会に対し、原子力発電をタクトソノミー(グリーンな投資先)に含めることに反対する書簡を送つたが、その中に、福島では「多くの子どもたちが甲状腺がんに苦しみ」との一節があつたことに対し、政府、自民党、一部野党、福島県等から一斉にバッシングがなされたことは、美味しんぼ騒動を彷彿とさせる出来事だつた。政府にとつて、福島県で多発している小児甲状腺がんの原因が福

島原発事故であつてはならないのである。

6

政府が福島原発事故による住民の健康被害を否定する最大の理由は、住民の被ばく量がチェルノブイリ原発事故と比較して低いことである。しかし、住民の被ばく量調査はほとんど行われていない。チェルノブイリ原発事故による推定死者数については、様々な説があるが、最も少ないIAEA(国際原子力機関)による推定でも四〇〇〇人である。福島原発事故によつて放出された放射性物質の量がチェルノブイリ原発事故の七分の一であつたとしても、住民の健康被害がゼロであるはずがない。政府がすべきことは住民の健康被害の有無をしっかりと調査し、データを市民に公開して幅広く議論し、被ばくによる被害者に対してしっかりと補償することであるが、今の政府にその姿勢は、微塵もない。

7

本件訴訟の帰趨は紆余曲折が予想される。しかし、被ばくと小児甲状腺がんとの因果関係は、政治的思惑ではなく、客観的なデータと合理的思考によつて決せられなければならない。提訴報道後、多くの方々から支援の言葉をいただいている。負けるわけにはいかない裁判であると考へている。



コロナと休業補償

東京 辻田 航

1 休業補償は憲法上の義務か

休業補償については、約二年前の新型コロナウイルス感染症拡大以来、常に問題となってきた。

特に初期は、協力金等の制度が乏しいにもかかわらず「自粛要請」が行われたため、「自粛と補償はセットだろ」といったスローガンによる政策批判が広まることもあった。

感染防止のための休業に対して、何らかの補償が行われることが望ましく、また休業の実効性を高めるということは、おそらく異論はない。では、ここでいう補償とは、憲法上義務付けられたものなのだろうか？

2 損失補償の考え方

憲法二九条三項は、「私有財産は、正当な補償

の下に、これを公共のために用ひることができ
る。」と定めている。通説は、本来は社会全体で負
担すべき損失を被った者に対して、その「特別の
犠牲」を公平に負担することがその趣旨であると
する。

そして、損失補償を要する「特別の犠牲」とい
えるかどうかは、①侵害行為の特殊性、②侵害
行為の強度、③侵害行為の目的、等を総合的に判
断する必要があるという立場が有力である(宇賀
克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法』第七版)(有斐
閣、二〇二二年)五三三頁)。

3 改正前特措法に関する学説の状況

二〇二二年二月改正前の特措法(新型インフル
エンザ等対策特別措置法)については、行政指導
としての「要請」(改正前二四九条九項、四五条)に

対して損失補償が義務付けられるか、という点が
主に論じられてきた。

この点、多くの学説は、「要請」の③目的が国
民の生命、健康への危害を防止する警察目的(消
極目的)にあるとした上で、事業活動に内在する
社会的制約として営業制限を受忍すべきであるか
ら、憲法上の損失補償は原則不要とするようであ
る(長谷部恭男「杉田敦」コロナ対策、「罰則」と
『自由』と「朝日新聞」二〇二〇年七月二六日朝刊(長
谷部恭男発言)、大橋洋二「感染予防のための行動
制限と補償」論究ジュリスト三五号(二〇二〇年)
四七頁等)。

ただし、感染伝播の具体的なあり方がる程度
判明してきた段階では、地域や業種・業態の特性
を踏まえることのない一律全面休業のような規制
は、内在的制約としての必要最小限度を超えて憲
法上の補償を要請する方向に働く、といった指摘
もある(山本真敬「休業補償の憲法問題」(大林啓
吾編『コロナの憲法学』弘文堂、二〇二二年)一三
九頁)。

また、新型コロナウイルスの前までは危険な業態とされ
ず社会的に公認されていた仕事、新型コロナウイルスの
登場によって危険な業態であるという認識に急速
に転換した点を捉え、リスクをその仕事をたま
たまやつてきた人に負わせるのではなく、社会全
体が負担する方が公平にかなうという指摘(六戸

常寿「接待を伴う飲食店」だけの問題ではない」
Yohoo! ニュース二〇二〇年九月二日)は、この問題の本質を捉えるものだと思う(ただし、同記事は結論として政策的判断としての補償を求めているようである)。

4 改正特措法について

二〇二二年二月の特措法改正により、休業要請に従わない場合の都道府県知事による「指示」が「命令」に代わり(三二条の六第三項、四五条三項)、違反に対する過料も設けられた(七九条、八〇条一項)。「命令」は「要請」と異なり、行政処分だと考えられる。たしかに行政の権限は強まったが、休業が「自粛要請」という個人責任ではなく、公権力の責任に基づいて行われることが明確化された点は、評価すべきではないだろうか。

また、「国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする。」(六三条の二第一項)として、事業者に対する支援義務も新設された。
改正後の特措法に関して、損失補償の要否はあまり論じられていないようである。政策的な支援

ではあるが、事業者に対する支援義務が新設されたことで、議論の実益が薄れたのかもしれない。

改正前の議論を踏まえると、罰則によって必要最小限度の規制を超える部分が広まったと解することもできそうだが、「罰則の対象となるほど社会的非難の程度が強い行為であれば、規制が合理的で損失補償不要」(大橋・前掲五四頁)との結論もあり得るようだ。

余談だが、二〇二二年二月現在、ドイツにおいて休業補償を憲法上の要請とした裁判例は存在しないとのことである(小山剛「コロナ禍の自由と安全」法律時報九三巻三三号一頁)。

5 憲法上の要請とは言えずとも

前述のように、多くの学説は(主に改正前に関してだが)特措法による休業に対して、憲法上の損失補償を認めることには消極的だった。しかし、憲法上の要請でなくとも、政策的観点からの補償は可能であるし、むしろ望ましいとする論調が主流でもある。改正による事業者に対する支援義務の新設も、この流れに沿うものといえる。

補償が義務的か政策的かの違いは、具体的な補償制度が存在しない場合の、受給者側の請求権の有無である。すなわち、政策的な補償や支援の制度が充実している場合、損失補償の要否を論じる実益は大きくない。

現在まで、事業者に対する支援制度が初期よりも充実してきたのは確かであり、それが一定の効果を上げていることも否定し難い(東京商工リサーチによれば、二〇二二年の企業倒産件数は前年より二二%減り、一九六四年以来の低水準とのこと)。

現段階で社会的に求められているのは、総論的な損失補償の要否といった議論よりは、個々の支援制度の改善といった各論的部分ではないだろうか。また、長期的には、コロナ禍における経験を活かして、災害やパンデミックに関する充実した法整備を進めることも重要だろう。

今後の日程

【第53回定時総会】

6月25日(土)~26日(日) 沖 縄

各委員会の日程

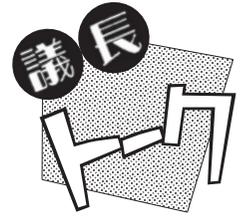
オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

4月14日(木) 10時半~

【広報委員会】

4月20日(水) 18時~



「立教大学 人権ゼミのこと (その1)」

大学生向けに人権ゼミを担っていた経験について書きます。皆さんにも是非試みてほしいと思います。

話は一九九〇年、私が大学に入学したときに遡ります。青法協会員が講師となり、大学で私的なゼミを開いていました。「法と社会と人権ゼミ」といいました。古くは坂本福子さんや高山俊吉さんが担当され、私が入学したときには前田茂さんと加藤健次さんが担当されていました。大学公認となっていて、単位もつきました。一九九二年四月から川人博弁護士が担当され、超有名ゼミに変貌し、現在まで続いています。二九年間、週一回のペースで続いているというのはすごいことです。

私が学んだ頃の名物企画は、タクシー乗務員労組の協力の下、タクシーの助手席で徹夜の乗務を経験するとか、築地の水産労組の協力で魚市場に泊まり込みつつ早朝の労働実態を見学するとか。いろいろな事件の話を書き手者からうかがいました。労働者の誇りをか

けた闘いや労働者側の弁護士との深い信頼関係を目的に、自分の進路も自然と決まりました。労弁になろう！

司法試験受験生の頃は、八王子合同の尾林芳匡さんが大学でゼミを開きつつ、司法試験受験生の世話もして来たということも知りました。尾林ゼミ出身者は、笹山尚人さん、山口真美さん(団で頑張ってます)、千葉恵子、津田二郎さん、沖繩の松崎暁史さんなど、たくさんいます。すごいですね。

一九九九年四月、私は弁護士登録しましたが、漠然と大学で人権ゼミをやりたいなと思っていました。後継者を増やしたいし、自分が受けた恩返しもしたいし。

チャンスはすぐにやってきました。一九九九年六月三日、尾林さんから紹介され、立教大学法学部の学生二人が、市民の側に立つ弁護士の仕事を知りたい、と私を訪ねてきたのです。私は、当時、加入したばかりのハンセン病国賠訴訟弁護団の話をしたような気がします。まだろくに仕事もしていないのに、知ったかぶりをしたものだと思います。ただ、その学生は、打てば響く感性を持っていました。逃す手はないと即座に思い、「次はいつ来る？」と次回の予定を入れました。

こうして、立教人権ゼミが始まりました。

立教大学が私のいた城北法律事務所から歩いて数分のところにありましたので、週に一回、二時間程度、学生に事務所に来てもらい、話をするというのが基本でした。私は、週六日のうち一日を青法協本部の修習生委員会に、一日をハンセン病国賠訴訟弁護団に、一日を人権ゼミに使い、後の三日で事務所の仕事をするといった毎日を過ごしました。その上、週三日は早く帰宅して家事と育児です。

思えば、事務所が寛大でした。入って二か月くらいの新人弁護士が、仕事をあまりするでもなく、毎週毎週、学生を事務所に連れてきて、何か楽しそうに話をしている。共同受任してやった事件の打ち合わせを入れようにも、「その時間は人権ゼミが…」、「その日は青法協が…」、「その日は夕食当番で…」と予定が入らない。しかし、注意をされた記憶がありません。逆に、ゼミをやっていると先輩弁護士が「楽しそうだね?」と顔を出すので、「ああ先生、先生がやっている戦後補償の話をしてやってください」と言うと、「うれしそうに入ってきて」熱心に話をしてくださる。なのでゼミの演題には困りませんでした。

最初に事務所に来た二人のうちの一人が、司法試験に挑戦し、弁護士になりました。あいち支部の大坂恭子さんです。(続く)

(青法協弁学会同部会議長 上野 格)

新春特別企画

憲法委員会企画

座談会

「差別と教育」【第二回】

*前回に引き続き、座談会の様子をお知らせします。

出席者

- 丹羽 徹会員(龍谷大学教授・京都)
- 永田 亮会員(六六期・神奈川)
- 林 翔太会員(六九期・あいち)
- 北條友里恵会員(七三期・東京)
- 松田 亘平会員(七三期・東京)
- 司会 深井 剛志会員(六四期・東京)

■何ができる?—教育の現場から

司会 最初に、いかに差別に気づけるのかというテーマを設定させていただきました。差別というのは善意の人ほど行いやすいとか、無自覚の人ほど行いやすい、または、無自覚的な言動や、むしろ良かれと思ってやってしまったことが実は差別だったりということがよく指摘されます。差別を社会で認知させるには、その分野についての権利意識や知識の浸透が必要になります。そういった点において、教育現場で何ができるのか、法律家ができることは何かという観点から話をしたいと思います。例えば、林会員は学校相手に裁判をやった経験もあるということですが、学校の中で、無自覚に行われている差別の状況はどうなっ

ているのでしょうか。

林 先ほど、丹羽先生がお話していたところがありまして、障がい者というのは長らく権利の主体というよりは、保護の客体というふうに捉えられていたところはあるんです。むしろ学ぶ主体というふうには考えられていませんで、やってあげてのだから文句を言うなという形になっています。それが今、実際やっているところなんかでいうと、合理的配慮という考え方が、障がい者差別解消法のところにあるんですけれども、その子に配慮がされて初めて、他の子どもも同様のスタートラインに立てるといふところがあるんです。学校の側に見れば、ほかの子どももさんたちとの関係で特別扱いしてしまうというふうになるので、やらないというふうな論調で、先ほど申し上げた

たん吸引なんかは全然配慮してくれないというところがありますね。私の取り組んでいるところでいうと、障がいに対するそもそもの理解がない。

また、障がい者は社会の中でも排除されてきたところがあります。どちらかというと、安心安全というものが、より配慮が必要だろうということと、ろを大義名分として、それが故にいろんな教育活動を保護者に対してお願いをするであるとか、プールから外すことが行われてしまっていました。今取り組んでいる障がい者の学校では、差別に関するところではそういうものがあります。やはり支援の側の方としても、やって当たり前じゃなくて、やってあげていることが恩情みたいな考え方がちよつと根付いているなというところがあります。

子どもの権利の視点から

司会 北條会員は、子どもの権利委員会に所属しているということですが。

北條 子どもの権利を実現しようとする時に、一般的によく言われるのは、なかなかその子ども自身の意思や意見というものを吸い上げるのが非常に難しいということです。実際、子どもが弁護士に繋がるという場面は、子どもの人権救済一〇番とかでない限り、保護者が、問題が発生した子どもをつれてきて弁護士と会わせるといった形で、親の意向等がどうしても反映されがちになってしまいます。例えば、学校でトラブルが生じたとしても、直接弁護士が子どもと対面して話を聞く場面は、限られてくると思います。実際、弁護士が子どもの権利を実現しようとする、どうしても、子どもの周りにある環境が、子どもの意見表明に大きな影響を与えてしまうところがあります。子どもたちの中で、例えば、明確に差別と認識しなくても、これはおかしいじゃないかという気持ちがあったとしても、どうしてもそれを大人である教員だとか、親に伝えることはなかなかやっぱ難しいという部分があります。弁護士や、子どもの周囲の環境を構成する大人が、子どもたちの権利を守るために、推し量る形で、環境を調整して行かなければいけない側面はあるのかなと思います。

司会 例えば、子どもの意思を伝えられてないということの原因とした差別が根強く子どもの間に残っている事案には、どういふものがありますか？

北條 私が担当した事件ではなくて、LGBTの子どもに対するソーシャルワーク関係の本で読んだことの報告になるのですが、LGBTの子どもたちについては担任の教員ではなく、子どもたちの心身不調などの変化に気づきやすい養護教諭の方が果たす役割の方が多いようです。なので、養護教員が研修等でLGBTの子どものたちの知見を深めたり、保健室の中にLGBTの相談窓口のポスターを貼ったりして、子どもたちに話しやすい環境を作る工夫をすることもあるそうです。一方で、養護教員は子どもたちが話しやすい環境形成の工夫をしているけれども、現場の教員の理解が足りない学校もあるようです。

〈大学の現場から〉

司会 LGBTの話が出ましたが、教育現場における差別としては、まだあまり浸透しているとは言えない人権課題としてあるのかなと思います。大学におけるLGBTの問題、差別について、どのような現状になっているのでしょうか？

丹羽 ひとつはトイレ問題です。龍谷大学は、みんなのトイレという誰でも使えるトイレをかなりの数を設置しました。具体的な措置としてはそれぐらいだけれど、ただ学内で、多様化ということ

が一つのキーワードとしていろんな活動をしています。その中の一つにLGBTが入っていて、講演会や映画会なんかかしてるのかな。強制ではなく、そういうことをやって、環境づくりに重点があるのかなという気がしています。過剰さがかえって差別意識を生んでいる部分がある気がしているので、大学でそういう感じで作ってるのは、適当なやり方だと思います。関心がある人は関心があつて見に来てくれるだろうし、関心が無かつたにしても、気がついてくれる人もいるでしょう。そういうことをしていくところが今のところは温厚なやり方なのかなという気がしています。一般教養として人権論があります。でもそれは講義なので、受講しなければ聞けない。組織的に全員が聞かないといけないものとしてやtingことはあまりないです。ただ、法学部で一年生のゼミの時間を使って、大阪の弁護士で同性カップルの弁護士のひとりに来てもらつてお話を聞きました。

司会 講義とは別にLGBT問題に関して啓発するようなオリエンテーションはしないのですか？

丹羽 ハラスメント問題は、学生生活のオリエンテーションの中で、少しは触れているというふうにあります。割とよくできたパンフレットがあるので、それを配って、簡単には説明するでしょうけれども、オリエンテーションの場にいたことがないので、よくわからないです。でもハラスメン

トがまだやっぱり中心かな。

〈訴訟に取り組んでいる立場から〉

司会 「結婚の自由をすべての人に」訴訟に取り組んでいる立場から、何かありますか？

松田 「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、婚姻の自由や平等権の侵害等を主張する憲法訴訟です。まさに公権力による差別が問題となっています。

さきほど丹羽先生より、学生は人権侵害という
と私人対私人の差別問題をイメージすることが多
いというお話を伺いました。今議論になったトイ
レ問題やハラスメント問題も、やはり私人による
差別の側面が大きいと思います。

この私人による差別の問題は、公権力による差
別の問題とはギャップがあるように見えますが、
やはり両者は地続きであると思います。私人によ
る差別は、確かに狭義の人権問題ではありませ
んが、私人の差別意識は、民主政の過程を通じて立
法や行政に反映され、公権力による差別になっ
てくると思います。そうすると、今度は公権力によ
る差別が、私人の差別意識を強化していくという
悪循環が起ころうと思います。

このような差別の悪循環のなかで、教育とは、
私人、すなわち一番下の差別意識を変えていく力
があると考えています。

しかし、LGBT差別に関しては、この点をメ
インテーマにしたオリエンテーション等ははまだ少

ないというのが現状のようです。もしかしたらセ
クハラの一つとしてカウントされているのかもしれ
ません。

ただ、LGBTに対するハラスメントは、セク
ハラではなく(あるいはセクハラであると同時に)
SOGIハラです。SOGIハラとは、性的指向
(Sexual Orientation)や性自認(Gender Identity)
についてのハラスメントです。セクハラとSOGI
ハラはオーバーラップすることもあります。厳
密には区別されると思います。例えば、女性に対
して「彼はいるの？」と質問することは、個人
の性的な人間関係について詮索するという意味で
はセクハラです。これに加えて、この質問は、性
的指向が異性に向かうことを前提としていますの
で、性的指向が同性に向かう人(同性愛者)に対
してなされれば、SOGIハラになります。SO
GIハラは、セクハラとは独立にハラスメントにな
るということは、教育現場でしっかり伝えていっ
てほしいと思います。

最近、耳にすることが増えてきた言葉として、
マイクロアグレッション(小さな攻撃性)がありま
す。マイクロアグレッションとは、明らかな差別
とまでは言えなくても、先入観や偏見に基づいて
相手を傷つける行為のことを言います。先ほどの
「彼はいるの？」という質問は、同性愛者に対す
るマイクロアグレッションに当たります。明らか

に差別ではなくともマイノリティの尊厳を傷つけ
る行為を、マイクロアグレッションという言葉で
可視化していく。今後は教育現場においても、偏
見や先入観に基づく発言は、マイノリティに対す
る攻撃なのだという認識が広がってほしい
と思います。

北條 LGBTに関して、ちょっと特殊性をあげ
ると、学生本人が自身の悩みとかを、誰かに、信
頼できる先生とかであっても、相談しようとする
と、どうしてもアウトティングという自分が想定し
ていない形で、他者に触れられるんじゃないか
というリスクを懸念してしまうという事情があり
ます。特にLGBTに関しては、LGBTについて
理解を深めましょうという授業をやることで、
「あの人はもしかしてセクシャルマイノリティなん
じゃないか？」といった余計な詮索が始まるリス
クもあります。そういった事態が生じないように、
どういった方法で教育をしていくのかという問題
が残ってしまうのかなと感じています。

永田 アウティングの話で、ちょっと大学の状況
を聞いてみたいなど思ってるんですけど、直近で
いえば、一橋のアウティング裁判がありました。
そういったものを受けて、大学内部で相談窓口を
作るうとか、逆にその学生に向けてもそうす
が、教員とか職員に向けて、知識をちゃんと持
とうとか、そういう取り組みや企画は、龍谷もそう

ですが、それ以外の大学横断的な取り組みがあたりするんですか？

丹羽 いや、多分ね、そのアウトテイングに対応する窓口を設けている大学は耳にしません。ただ、職員研修とかの中に含まれるという可能性はあるでしょうし、実際に一橋の事件なんか起きていた直後には、緊張感を持ってやられた部分があるのかもしれない。だから、その意味で言うと、学生と職員、教員、同じレベルですよ。そういうものに対して、知識を身につけましょう、理解しましょうというのと同じレベルだと思います。教授会では、一年に一回ぐらい人権に関係する研修会をするのですが、そういう場で初めて聞いたということも結構あります。今の学生の方がかえってそういうものに対する距離感はないのかもしれない。教職員の方が、距離感があるのではないか。そういう意味でいうと世代の問題でもあるのです。我々よりもずっと上の世代なんか平気でセクハラ発言してましたから。そのレベルである程度意識が形成されているわけですから、学生よりも、教職員の方が遅れている部分があるのかもしれない。

〈世代間の意識の差から〉

司会 世代間の話でよく聞く声として、世代が上になるほど、女性差別や、LGBTの問題に理解がないという声も聞きます。そういった世代間の意識の差というものが、差別を認識するしないに

も関わっていると思う場面はあるでしょうか？

また、その世代間の認識の差があるのであれば、それはこの間の教育水準の向上などの成果と言えるものなのでしょうか？

丹羽 世代間の差、あると思いますよ、やっぱりある程度の上の世代って、例えば結婚して当たり前だと思っている人がいっぱいいますよね。結婚しない人が多い世代では、別に結婚しなくてもいいじゃないかと考える人がそこそこいて、そういう中に居れば結婚しないっていうのも、一つの人生の選択肢として当然あるんじゃないかという意識がつけられてきている部分はあると思います。生まれ育ってきた環境の中で意識は作られるのです。学校の中で障がいを持っている子に手をかけたりすると特別扱いしてるんじゃないか、最前していると感じたりするのは、子ども達というよりは親の世代、それより上の世代じゃないかと思うんですよ。さっき言った尼崎の筋ジスの事件の裁判の中で、中学校の友達と同じ高校に結構一緒に行って、中学校のときは、みんな手伝ってくれたと言っているんですよ。だから一緒にいて、そういう環境の中にいる子どもたちは必要性とは何かということも充分理解していて、実際に行動にも移す。親の世代とは、意識が違うということでもあるんです。だから、一つは教育がある程度意味を持っていたというのと同時に、障がい者と

か、周りに社会的な弱者が居るという事が可視化されている状態にあれば、実際に周りに居る子どもたちは、意識することなく同じに扱うんだろうと思います。けれども、実は、先生もそうかもしれないし、親の意識がそこに介在することによって、子どもたちにマイナスの意識を芽生えさせてしまっているのではないかと感じています。

松田 おっしゃるとおりだと思います。現場で教育活動に従事している方たちは、世代交代が進んだ結果人権感覚がアップデートされてきていますが、その上の世代の方たちの意識はなかなか変わっていないように感じます。本来教育とは、上の世代の者が子どもや若者に行うものですが、生気なことを申し上げますと、差別問題に関しては、上の世代の方たちに学んでいただく必要があるのではないかと考えています。

やや話が脱線しますが、同様のことは弁護士業界においても言えるのではないかと思います。上の世代の方の間には、依然として「事務所内で長時間労働をすることは当たり前」という意識が強いように感じています。もちろん業務の性質由来するところもありますが、弁護士業がより多くの人々にとって魅力的であるためには、業界内のダイバーシティ&インクルージョンの実現は不可避であると思います。なお近時、弁護士業界のダイバーシティ&インクルージョンをテーマに活動

されている若手の先生もいらつしやると伺い、大変心強く感じています。

このように、教育には、差別問題に関しては、上から下に授けるという面だけではなく、下から上に授けるといふ面もあるのではないのでしょうか。

■現在の学者や若者の意識は？

司会 永田会員から事前にメールでいただいた質問です。永田会員はヘイトスピーチの問題に携わっておりますが、差別意識には、意識的に差別をしている方、例えば在特会とかですね。一方で、知識を間違つて覚えてしまつていて、差別をしている集団。例えば、在特会が吹聴しているような在日特権というものがあるんだという事を誤つて覚えてしまつていらっしゃる。さらにもうちょっと意識が下がると、在日特権は別に知らないけれども、戦前の感情を引き継いで、なんとなく蔑視しているような方々と、いろんな類型があるのではないかと指摘をされております。現在の学生や若者の意識というのは、今のどの類型の方が多いのか。そしてそれを打開するために、教育をどのようにしていけばよいでしょうか。

永田 質問者として補足しますと、普通かそうじゃないかみたいな、マジョリテイとマイノリティみたいな区分けで、東アジアの人に対して日本が普通で、そうじゃない人は劣つてるとか、LGB

Tであれば、普通の人と違った人、障がい者でも普通の人とそうじゃない人、いわゆる「普通」というものの捉え方が、学生の中で、どういふふうになつてくるかなというところがお聞きできればいいと思つております。

丹羽 難しいんですけど、学生つて何で情報を得てるかといつたらSNSとせいせいスマホのニュースなんです。それも表面的なものしか基本的に見ないので、それに引きずられて行つていく部分があるんですよ。ご存知のように、スマホの冒頭に出てくるのは、みんな産経新聞だったりするわけじゃないですか。そうすると産経のニュースが学生の中に入つていってるといふ部分は結構あると思います。記事を検証する作業を彼らはしないので、そこで入つてきたものが学生の知識としてあると思います。例えばゼミなんかで報告すると、こちらが批判できるのでいいんですけど、そういう場がなければ、そういうもんだと学生は思つてしまつていって一部分が出てきてしまふ。

高校の現代社会で、新聞の読み方をやってるはずなんです。例えば、この記事にどういふ見出しを付けますか？ というような課題を、高校の授業などで取り組んでいるはずなんです。そうすると同じ記事でも見出しの付け方によつて変わるといふことを学生は知つてははずなんです。でも、自分ではその中身を吟味した上でそのタイトルが

どうだというのは議論なんか全くしない。その一方で、逆に今度はやたら詳しい学生もいるんですよ。やっぱりいろんな新聞とか読んでね。そういう学生はちゃんと我々と議論ができる。自分たちの知識が違つていたとしても、違う見方ができるんだよ、こういうふうにも読めるでしょと言つて、「それはそうですね。そういう読み方もできますね」といふ反応が返つてくる。そういう学生も少数ですけどいます。

永田 学生その知識の入れどころが偏つていふところがある、やはり問題としてはあると思います。産経の話でありましたけど、もつと引いて考えると、教科書問題も考える必要があります。私は慰安婦報道関連で植村さんという新聞記者の名譽毀損訴訟に取り組んでいました。慰安婦問題に関して言えば、戦前、戦争中の歴史修正主義的部分、女性差別、セックスワーカーに対する差別とか、そういうものをもろもろふくんで多重構造の差別だと思つていきます。慰安婦の関係では、直近でわかりやすいのは内閣の方で、教科書から従軍慰安婦の文言を消そうという取り組みがあつて、そもそも子どもの目に触れないようにさせているという流れにどう抗うかということが、大きな課題になります。産経ニュースを読むなどと言えないし、産経新聞に、姿勢を正させて言つてもどうせ変わつてくれないし、なかなか悩ましいところでは

けど、やっぱりそういう子どもたちが一義的に触れる教育の部分というものに何かコミットできないかなというのあらためて思っています。

丹羽 その点で言うとね、これは最近に限った話

ではないんだけど、学生が教科書を欲するんですよね。教科書に書いてあることはやっぱり正しいというふうには認識をされていて、尚且つ正しい答えを求めてくる。○か×かというのが大好き

で、その中間にいろんなものがあるんだということ、なかなか考えようとしないうのが、最近の学生の特徴ではないかと思えます。

(次号に続く)



岐阜支部

追悼 河合良房先生



岐阜 見田村勇磨

岐

岐阜支部の初代支部長であり、長年当支部を物心両面で支えてくださった河合良房先生が、癌のため、二〇二二年二月逝去されました。河合先生の弁護士としての歩みは、岐阜支部の歩みそのものでもありますので、岐阜支部の活動報告に代えて、河合先生の追悼文を寄稿させていただきます。

河

合会員は、亡くなる直前まで、仕事をされ、最後の最後まで弁護士を全うされました。また、弁護士としての活動だけではなく、市民運動の当事者として「市民とともに」、自由や平和のための活動に尽力されました。

二〇〇四年三月に不法投棄が明らかになった岐阜市椿洞の産廃問題は、産廃業者の約七五万平方メートルにも及ぶ不法投棄を岐阜市が放置し、結局岐阜市が行政代執行によって約六五億円もかけて対処したという大事件でした。河合会員は、市民が立ち上げた「岐阜環境調査市民学術委員会」に参加され、さらに、二〇〇六年一月には、椿洞における不法投棄産廃棄物問題に関する請願署名をすすめるための「椿洞不法産廃『全量撤去』を求めるネットワーク」を設立し、岐阜市に対し、情報公開請求をしつつ、産廃全量の撤去の優位性・必要性を訴えました。岐阜市には現場での水、大気、土壌などのモニタリング調査を求める

とともに、自らも多くの地点で詳細な水質調査をされました。全量撤去とはならなかったものの、住民の声も反映し、二〇一三年には撤去を完了しました。

また、近年では、安倍政権による、二〇一三年二月の特定秘密保護法の強行採決、二〇一四年七月の集団的自衛権行使容認の閣議決定、二〇一五年九月の安全保障関連法の強行採決などの立憲主義に反する政治、モリトモ・カケ・サクラなどの国政の私物化、官による公文書廃棄・偽造等の許すことのできない事態に、多くの市民の皆さんとともに「岐阜総がかり行動」などに取り組まれました。さらに、岐阜における野党共闘における立役者としても活躍されました、岐阜県内の公立学校のブラック校則の問題にも取り組まれ大きな成果を獲得されました。岐阜の市民運動には欠かせない存在でした。

そして、三井金属が経営する神岡鉱山で長年、亜鉛や鉛などの鉱石を採掘してきた労働者が、多量の粉塵に暴露したことによりじん肺に罹患した

ことにつき、三井金属の責任を追及している訴訟では、弁護団長として、弁護団の精神的支柱として、困難な訴訟活動を支えてくださいました。

邪もひいたことがない」というのが自慢の元気の先生でした。弁護士会野球部の練習で

は、ほんの数年前まで、ものすごい打球を飛ばしておられました。その先生が、もういらつしやらないことにまだ慣れることはできませんが、「市民とともに」歩まれた先生の姿は、私たち後輩が目標として受け継がなければならないものです。

岐 阜支部は、支部としての活動は停滞しているものの、各会員は、活発に各弁護団事件等に取り組んでおります。そうした土壌を作ったのも、河合先生の姿に学んできたからこそです。河合先生のご冥福をお祈りするとともに、心から感謝を申し上げます。

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎声明

自民党改憲案（四項目改憲案）に反対し、

改憲ありきの憲法審査会の始動には反対する法律家団体の声明

二〇二二年二月二十四日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター	共同代表理事	海上 雄一	
自由法曹団	団 長	吉田 健一	
青年法律家協会	弁護士学者合同部会	議 長	上野 格
日本国際法律家協会	会 長	大熊 政一	
日本反核法律家協会	会 長	大久保賢一	
日本民主法律家協会	理 事 長	新倉 修	

はじめに

岸田首相は、昨年二月六日の所信表明演説でも憲法改正に触れ、同二日に開催された自民党の憲法改正実現本部では、憲法九条改憲をはじめとする自民党の改憲四項目について、「きわめて現代的な課題であり、国民にとって早急に実現しなければならない」「自民党の総力を結集して憲法改正を実現する」と強い意欲を示している。

維新や国民民主も、今、改憲の議論をすることが国会議員の責務であるなどと述べて、予算審議の最中であるにもかかわらず憲法審査会の毎週開催を、野党筆頭の立憲民主に強く迫っている。自民、公明、維新、

国民民主らに見られるコロナ禍に乗じた改憲議論ありきの姿勢は、主権者国民の意思を完全に無視するものであり、国会議員の憲法尊重擁護義務（憲法九九条）にも違反する。

私たち改憲問題対策法律家六団体連絡会は、改憲ありきの憲法審査会の始動と運営には強く反対するものである。

1 国民は今、改憲議論など求めていないこと

(1) 世論調査では憲法改正議論を望む声は圧倒的に少数

国民が、憲法改正を必要とは思っていないことは、安倍元首相が二〇二〇年と期限を区切って憲法改正を

宣言した二〇一七年五月以降のいずれの世論調査からも明らかである。

直近の例でみても、昨年の衆議院選挙で最も重視する政策課題は何かの問いに対し「憲法改正」と答えた人の割合は、三％に過ぎない（NHK二〇二二年一月二八日報道）。また、二〇二二年一月二一―二三日FNN・産経合同世論調査「岸田内閣に、とり組んでほしい政策は何か。（二つを選択）」では、一、新型コロナウイルスウィルス対策四五・四％、二、景気・雇用三四・五％、三、年金・医療・介護三六・八％であり、憲法改正は、産経新聞の調査によっても八番目の八・六％と、「それ以外」〇・二％、「わからない・言えない」〇・五％を除き項目中最下位である。二〇二二年一月二八―三〇日日経新聞・テレビ東京世論調査「岸田首相に優先的に処理してほしい政策課題は何ですか。次の二二個の中からいくつでもお答え下さい。」では、新型コロナウイルス対策四九％、景気回復三八％、年金・医療・介護三六％、子育て・少子化対策二八％が上位を占め、憲法改正は複数回答であるにもかかわらず七％と、「その他」一％、「いえない・わからない」の五％を除きやはり項目中最下位である。

継続的に調査をしている日経・テレ東調査においても憲法改正を積極的に進めるべき政策課題と考える有権者は、複数回答で概ね一〇％程度（直近では七％）であり、回答が一択であればその半分にも満たないものと思われる。同調査における自民党支持率は概ね四〇―五〇％であるから、自民党支持層であっても七五―八〇％以上は改憲を必要とは考えていないのである。

自民の候補者もそれを知っているため、昨年の衆議院選挙二七七名の自民党小選挙区候補者のうち、選挙公報が現在公開されていない模様のいくつかの県を除き、選挙公報で「憲法」に触れているのは一割強で、岸田内閣の閣僚では（参議院議員と選挙公報が公開されていない山口二区選出の岸田防衛大臣を除く）皆無である。選挙で「改憲」について触れていないか、ほとんど触れていないのは、維新、国民民主、公明についても全く同様である。

(2) 今、国会で議論すべきは憲法改正ではない

オミクロン株による感染が急拡大し、死亡者数や救急搬送困難事例も増える中、国民が政治に望んでいるのは、何よりも医療・検査体制の拡充強化、ワクチンや経口薬の普及等々により国民の命を守るとともに、生活困窮者や事業者、学生、子ども、高齢者介護現場の支援を実効的に行うことである。生存権を保障（憲法二五条）し、個人の尊厳を守る（憲法二三条）憲法の定める価値や権利を全力で実現することを今国民は求めている。

そもそも一九八〇年一月一七日政府統一見解（衆議院議運委理事会における宮澤内閣官房長官）においても、憲法改正の議論は「慎重のうえにも慎重な配慮を要するものであり、国民のなから憲法を改正すべきという世論が大きく高まってきて、国民的なコンセンサスがそういう方向で形成されることが必要」としている。主権者である国民の意思を無視し、「憲法尊重擁護義務」（憲法九九条）を負う首相や国会議員が不要で無謀な改憲議論を強引に主導することは、明らかな越権

行為であつて憲法尊重擁護義務にも違反し許されない。

2 何故、憲法審査会の開催に固執するのか 自民党など改憲派の真の狙い

(1) 狙いは九条の改憲にある

自民党の改憲案四項目は、①憲法九条に自衛隊を明記する、②緊急事態条項の新設、③合区解消、④教育充実、であるが、安倍元首相らが語るように、最大の目的は自衛隊を明記する九条の改憲にある。岸田首相は、歴代首相としては初めて所信表明演説の中で敵基地攻撃能力保有を選択肢にあげ、軍事力を根本的に強化するとしている。自民党は軍事費の対GDP比二％以上を公約にあげ、二〇二二年度当初予算の防衛費（軍事費）は過去最大の五兆四千億円、昨年の臨時国会で成立した補正予算を合わせると六兆二千億円を超えている。南西諸島や九州、中国地方では自衛隊・米軍の配備・強化が進み、台湾有事を想定した日米共同軍事計画では、南西諸島が米軍の新たな攻撃拠点にされようとしている。九条明文改憲は、これら一連の九条実質改憲の延長線上にあり、戦争する国づくりの総仕上げを狙うものにはかならない。

自民党などの狙う憲法九条の改憲を、コロナ禍のどさくさに紛れて数の力で一気に進めるような暴挙が憲法審査会で繰り返られることを認めるわけにはいかない。

(2) 緊急事態条項創設改憲のまやかし

自民党など改憲派の議員は新型コロナウイルスの経験を経た以上、かかる緊急事態に備えて憲法に緊急事態条項を

加えるべきと主張している。

しかし、緊急事態条項は九条改憲とあいまって、戦争などの有事にあたり国権の最高機関である国会の立法権を奪い内閣が独裁的に国民の人権制限を行うことを可能にすることを本質とする。大地震などの自然災害、新型コロナウイルス等の感染症への対応についてはすでに法律が整備されており、政府のコロナ対策がうまくいかないのは政府の政治責任であり憲法のせいではない。必要であれば感染症法などの法律改正で対応すべきであつて憲法に緊急事態条項を置く必要性は全くない。

(3) 改憲派の挙げるその他の改憲項目

その他の自民、維新、国民民主があげている改憲項目は、いずれも改憲の必要性(立法事実)を欠くものであり、真に必要があれば法律等を改正して対処するか政策により実現すべき事柄ばかりである。立憲主義原理のもと最高法規とされた憲法改正の発議が許されるのは、国民の自由や人権を保障する上で、既存の憲法規定が障害となつていて、憲法を改正しないと適切な国家権力の行使ができない場合で、かつ、国民のコンセンサスが憲法改正へ大きく高まっている場合にに限られる。

3 憲法審査会の役割について

(1) 改憲手続法に関する附則四条規定の措置等の議論

国会法一〇二条の六は「国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。」と規定しており、国民投票に関する法律案等の審査は、憲

法審査会の役割とされている。

昨年六月二日「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改憲手続法」)が、「施行後三年を用途に」、有料広告制限、資金規制、インターネット規制などの「検討と必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」附則第四条が加えられて成立した。憲法改正国民投票は、主権者である国民の憲法改正権の具体的行使であり、最高法規としての憲法の国民意思による正当性を確保する手段であることから、できる限り多くの国民に平等に投票の機会を保障し、公平公正を確保する手続きであることが憲法上強く要求されている。CM規制などの改憲手続法の本質的な欠陥は、昨年の改正法でも先送りとされて違憲状態は解消されていない。

上述の通り、現在は新型コロナウイルスに関わる対策に全力を集中すべきときであり、憲法審査会を開催する必然性は全くないと考えるが、仮に、憲法審査会を開催するならば、附則四条規定の各措置並びに国民主権にかかわる憲法上の重大な問題点が解決されるまでは、国会議員による憲法改正原案の発議(国会法六八条の二)、憲法審査会による憲法改正原案の提出(同法一〇二条の七)、国会による憲法改正の発議(憲法九六条)は、いずれも憲法上許されないことを与野党で確認した上で、附則第四条で定められた措置をはじめとする改憲手続法の欠陥の見直しの議論を行うべきである。

(2) 憲法に関する広範かつ総合的な調査

また、憲法審査会は、「日本国憲法及び日本国憲法と密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に

調査を行(う)ることとその役割と規定されている(国会法一〇二条の六)。

与党や維新らがどうしても憲法審査会を開いて議論したいのであれば、まず現在の違憲状態、違憲立法に関する広範かつ総合的な調査を行うことが先決である。本年二月十七日の衆議院憲法審査会で、立憲民主の櫻井議員が「憲法審査会というのは、憲法違反を始めたとする問題が生じていないかどうかを調査審議するための会議でもあると理解しておりますが、その理解でよいか」と質問したのに対し、橋法制局長も「広範かつ総合的な調査は、現行憲法がその趣旨どおりに履行されているか、また、足りないところはないかということですから、先生御指摘の点は、憲法審査会の所掌事務の中にもましく入ると存じます。その中で、どのようなテーマを議論されるかについては、ましく先生方がお決めになっていかれることというふうに存じます。」と明確に回答している。

この点では、秘密保護法、集団的自衛権の一部行使容認の閣議決定、安保法制、盗聴法の対象犯罪の拡大、共謀罪など国民の多くが反対し法曹関係者より憲法違反と指摘されている数々の立法についての検証、野党議員による臨時国会の召集要求権(憲法五三条)の無視や解散権の濫用などの抑止、国会の行政監督機能の強化、沖縄県民の意思を無視して辺野古新基地建設を続ける権力行使の正当性、日米地位協定の問題、国際的な非難のあがる汚染水海洋投棄などの原発問題、入管法や入管行政の問題、森友加計、桜を見る会問題での公文書改ざんや虚偽答弁の数々、自衛隊

の「日報」隠しや相次ぐ公的データ改ざんなどの公文書管理に関わる問題、学術会議会員任命拒否の違法状態等々、広範かつ総合的に調査して議論すべき憲法問題は山ほど存在する。

(3) オンライン審議についての議論を拙速に進めてはならない

国会会では予算審議中であるにもかかわらず立憲民主党が一転開催に応じ、二月一日、一七日と衆議院憲法審査会が開催された。マスコミ各社が、「異例の早期開催 改憲勢力論議促進狙う」(時事通信二〇二二年二月二日)、「自民、慣例打破で二歩前進」(産経新聞二〇二二年二月一日)などと報じる状況である。

新型コロナウイルス感染症などで多くの議員が国会議事堂に来られなくなっても国会機能を維持するためという理由で、憲法五六条一項との関係でオンライン審議の導入が議論されている。この点については、憲法五六条一項の定める「出席」は物理的な出席に限られないとし、国会法ないし各議院規則の改正でオンライン審議を導入することが可能という説もある一方で、「全国民の代表(憲法四三三条一項)」という議員の重い職責を考えると反対説も有力である。人が実際に参集して行う会議や集会とオンラインによるそれでは、価値的に全く同等であるとただちに言い切れないだろう。「国権の最高機関(憲法四一条)である国会の審議に関する問題である以上、慎重な議論が必要である。

現在国会内での感染を防止するために、衆参議院運営委員会が入れ替え制などの措置を定めている。集団感染防止という点ではPCRの頻回検査(国民に対し

ても同様)など改善すべき余地はまだ多い。オンライン審議の問題は、感染防止対策の議論ではなく、総議員の三分の二(国民の三分の二)が、新型コロナウイルス感染症で入院又は外出禁止となり憲法の定める定足数である各議院の総議員の三分の一(憲法五六条一項)を欠くような極限的な事態を想定しての議論である。不要とは言わないまでも拙速な議論は厳に慎むべきである。オンライン審議の是非については、議院運営委員会等で十分な検討を経てから議論しても遅くはない。今急いで憲法審査会の意見をとりまとめるべき事柄ではない。むしろ、自民党などが狙う緊急事態条項など改憲本体の議論の突破口にされることを警戒すべきである。

まとめ

いま、国民の間では「9条改憲NO! 全国市民アクション」が呼びかけた新しい「憲法改悪を許さない全国署名」が大きく広がっている。改憲議論は国会議員の責務などという乱暴な主張は、憲法を理解しない改憲派の質の悪いプロパガンダに過ぎない。改憲を優先課題と考えている有権者は先に見た通り数パーセントにすぎないのであって、残りの九割以上の多数が求めているのは、国民の命と生活を守る政治である。私たち改憲問題対策法律家六団体連絡会は、国会議員一人一人がコロナ禍で苦しむ国民の命と暮らしを守るための活動にこそ全力で取り組むよう強く求めるものである。

以上

編集後記

▼コロナが収束しない中、日々時間は流れていくことを感じる今日この頃です。今更ながらコロナになって個人的に何が変わったか

を振り返ってみますと次のようなことがありました。①裁判所や事務所でのIT機器の導入、②コロナ関連の訴訟(旅行業に関する訴訟・マスクの輸入に関する訴訟等)の受任、③友人等との飲食の機会の減少、④アメリカ留学するはずだった家族がオンラインで留学してアメリカのロースクールを卒業したこと(ついでに私もアメリカに行けなかったこと)、⑤外国人の刑事事件が減ったこと等があげられます。▼当初は、コロナの脅威におびえたり、戸惑ったりしていましたが、最近ではどうやってコロナ禍でより充実した生活を送れるかを考えるようになってきました。その中で、例えば移動時間が減ったことを生かして仕事を効率よく行い、自分の時間を増やすように努めたり、今後の自分の取り組みについて考えたりするようになりました。(機部たな)